

悪質商法被害防止のための

高齢者見守りの手引き

《高齢者支援者用》

八王子市消費生活センター

平成30年7月

— はじめに —

高齢者を狙った悪質商法の被害は依然として多い傾向にあり、最近になって新たな手口による被害が多数発生しています。

悪質な事業者は、高齢者の心理に巧みにつけこみ、うまい話や優しい言葉、そして不安感を与えたり混乱させたりして、高齢者からお金を騙し取ろうとします。そのような悪質商法の被害から身を守るには、消費生活に関する基礎知識やトラブルの起きやすい手口を知ること、そして、不安や疑問に思ったときは、一人で考えずに家族や友人、消費生活センターなどに相談することです。

高齢者の被害を減らすためには、高齢者の周囲の人たちの見守りが必要です。高齢者について理解を深めて、地域で見守りの連携を強化しましょう。

高齢者は悪質業者に狙われています！！

高齢者の抱える「お金・健康・孤独」への不安、
悪質業者はそこへつけ込んでいきます。

～ も く じ ～

1. 高齢者被害の多い商法を知る ————— P1

- ・【催眠(SF)商法】
- ・【内職商法・モニター商法】
- ・【次々販売】
- ・【点検商法】
- ・【不当請求】
- ・(参考)【振り込め詐欺】
- ・【利殖商法】
- ・【原野商法二次被害】
- ・【送りつけ商法】
- ・【訪問購入】
- ・【架空請求】

2. なぜ高齢者は被害にあいやすいのか ————— P4

3. 悪質商法の被害にあわないために ————— P5

- 悪質業者のささやく“うまい”言葉に気をつけましょう！
 - 断り方を声に出して練習しましょう！
 - 消費トラブル あなたの危険度チェック
- ～気軽に相談できる相手の電話番号（メモ欄）～

4. 高齢者見守りに必要な知識 ————— P7

- 被害の早期発見のための見守りチェックリスト
- 見守る側のお困り事例
- 聞き取りや助言をする際に心掛けること

5. 契約の基礎知識 ————— P9

- 契約とは・・・

6. クーリング・オフについて ————— P9

- クーリング・オフとは・・・
- クーリング・オフの手順

<八王子市消費生活センターのご案内>

1. 高齢者被害の多い商法を知る

高齢者を狙う悪質商法の手口は年々巧妙になっています。被害を避けるためには、最近の手口を知ることが大切です。以下に様々な手口をご紹介します。

催眠(SF)商法 (布団・家庭用電気治療器・健康食品など)

手口 健康器具・新商品の紹介などと勧誘して会場に人を集め、無料品を配ったり、激安な商品を提供したりし、さらにおもしろおかしく健康の話などをして場を盛り上げ、**最後に高額な商品**を売りつける。



- ・相手の話引き込まれ、聞き入ってしまい、結局商品を買わされてしまう。
- ・講習会と称して人を集め、健康食品や健康器具などを販売することもある。

利殖商法 (未公開株やファンド型投資など)

手口 「出資すれば高配当」、「必ず儲かる」、「元本保証だから安心」など**架空の投資話**を持ちかけ、**出資金などをだまし取る**。過去にだまされた人の名簿が出回っている可能性もある。

【利殖商法によくあるケース】

- ・金融庁などの公的な機関を名乗って勧誘してくるケース。
- ・高額で買い取るからと、代理の購入を依頼してくるケース。
- ・一度だまされた人に対し「被害回復できる」などと再び勧誘してくるケース。

内職商法・モニター商法

手口 「在宅ワークで高収入」「資格を取れば仕事を提供する」「健康布団のモニターで収入が得られる」などと勧誘し、**パソコン、教材、布団などを売りつける**。

- ・ほとんど収入が得られず、仕事も提供されないことがある。

原野商法二次被害 (別荘地や山林など)

手口 過去に原野等を購入させられた原野商法被害者に、「買い手がいる」、「整地・測量すれば高値で売却できる」などと虚偽の説明をし、**整地や測量などの契約や別の土地の購入・交換をさせ、費用や代金を払わせる二次被害**。

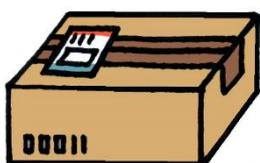
- ・事業者は、原野の購入者名簿や登記簿などの情報を持っている。
- ・「必ず売れる」、「後で高値で買い取る」などの話を信用しないこと。
- ・怪しい勧誘電話はきっぱり断ること。

次々販売（リフォーム関連や寝具など）

手口 訪問販売などで悪質な事業者と一度契約をすると、ターゲットにされて、次々に別の商品の契約をもちかけてくる。契約者名簿が出回っているケースも多く、別の複数の業者が次々とやってきて、契約を迫ってくることもある。

送いつけ商法（健康食品・カニやメロンなど）

手口 あたかも以前に申し込みを受けたかのような電話をかけてきて、こちらが「申し込んでない」と断ったにも関わらず、代金引換配達サービスで健康食品などを強引に送り返ってくる。



・「受注生産で作ったものだから、支払え!」、「自分で申し込みをしておいて支払わないとはなんだ! 訴えてやる。」などの脅し文句で不安をあおる。家族が注文したのかもしれないと思い込み、支払ってしまうこともあるので、注意する。

点検商法（屋根の修理・シロアリ駆除・耐震検査・浄水器の販売など）

手口 無料点検するなど、いろいろな口実をつけて訪問する。「このままではひどいことになる」などと不安をあおり、点検後に高額な工事を勧めたり、商品を買わせる。また、地震や大雪が原因の損害として「保険を使えば自己負担がない」「保険の申請を代行する」などと言って改修工事を勧める手口も多発している。解約を申し出ると高額な手数料を請求されるケースが多い。

- ・不安になったら相手の思うツボ、契約を急がせる事業者には要注意。
- ・あわてることなく、ほかの事業者から見積もりを取ってから決めること。
- ・火災保険の申請は自分でできる。また、虚偽の申請になる場合もあるので注意する。

訪問購入（指輪・ネックレスなどの貴金属）

手口 「不用品を買い取ります」というチラシを見たり、電話があり訪問を依頼し不要な洋服や家庭用品を用意していると、貴金属や宝飾品はないかと言われ探し出して見せたところ「わざわざ来たのだから」などと強引で威圧的な態度で迫られ、断れずに安価で買い取られてしまう。

- ・貴金属などの高額な商品は、安易に提示しない。
- ・断っても帰らない。長時間居座る。威圧的な態度で迫られ恐怖を感じた時は迷わず警察に電話（110番）する。

不当請求（アダルトサイトなど）

手口 アダルトサイトにアクセスまたは、占いや芸能情報の閲覧などからアダルトサイトに誘導され、年齢確認ボタンなどをクリックした途端「登録完了。入会金 9 万円。3 日以内に入金してください。」などと表示が出て、不当な請求をされる。相手の連絡先が書いてあっても、連絡はしないこと。個人情報が相手に伝わり、さらに狙われる危険性がある。

- ・インターネットで「相談窓口」を検索し、高額な請求を受ける二次被害もある。
- ・請求画面が消えない場合は、パソコンの復元機能を用いる方法がある。



架空請求（有料サイトの利用料金など）

手口 メールや SMS、はがきなどで「有料コンテンツの利用料金が未納、振り込みがないと裁判になる」「消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」などと**実在の事業者名**やお客センターなどのほか、**あたかも公的機関のような名称**をかたり、消費者を不安にさせお金を払わせようとする。請求された料金に心当たりがなくても記載の連絡先には絶対に連絡はしないこと。個人情報を伝えてしまうばかりか、言葉巧みに支払いを促される危険性がある。

- ・業者の口座へ現金を振り込ませる方法。
- ・コンビニエンスストアでプリペイドカード（電子マネー）やギフト券を購入させる手口などがある。

<振り込め詐欺にも注意しましょう！>

銀行や役所・警察、または家族を装って電話をかけ、不安にさせ、あせらせ、お金を振り込ませます。振り込め詐欺の被害があると知っていた人でも被害にあっています。夫、息子、孫を装ってることが多く、「オレオレ」と電話をかけてくるのではなく、名前をしっかり名乗ってくるケースもあります。また、「現金受取型」「現金送付型」という「振り込め」でない手口もあります。振り込む前に、誰かに一度相談して落ち着いて対処しましょう。留守番電話機能などを用いて、電話に出ないようにすることも有効です。

振り込め詐欺は、警察に通報を。

【振り込め詐欺のよくある口実】

- ・交通事故を起こしてしまった
- ・株で失敗してしまった
- ・借金の保証人になってしまった
- ・相手を妊娠させてしまった
- ・小切手を失くしてしまった
- ・痴漢で捕まってしまった
- ・会社のお金の使い込みがバレってしまった
- ・医療費や保険料の還付金があります
- ・あなたのキャッシュカードが犯罪に使われました



2. なぜ高齢者は被害にあいやすいのか

高齢者は、自分が悪質商法の被害にあっても、「だまされた」と気づきにくいことが多いです。また、だまされたと気づいても、恥ずかしさや情けなさから誰にも知られたくないと思いがちです。

家族に相談したら「なんでそんな契約したの!」と責められるのではと思ったり、家族に自分がお金を持っていることを知られたくないという思いから、相談することをためらってしまうケースも多いようです。また、だまされてしまった自分を責め、そのショックから体調を崩してしまうこともあります。

<構造的要因>

- 単身独居、高齢者のみの世帯の増加
- 地域コミュニティの希薄化（特に単身男性の場合）
- 時間に余裕があり、貯蓄がある
- 住宅などの資産があり、年金などの一定の収入がある
- 判断能力の低下（判断不十分者の増加）
- 新しい商品、サービスの多様化、複雑化（知識が追いつかない）



<心理的要因>

- 3K不安を抱えている（3K ⇒ 健康・お金・孤独）
- 情にもろく、断るのが苦手
- 自分が悪いと思いあきらめてしまう（自責の念が強い）
- だまされたことを知られたくない（自尊心を守りたい）
- 家族には知られたくない（迷惑をかけたくない）



3. 悪質商法の被害にあわないために

日頃からの用心が大切です。高齢者の方には折りに触れ、次のことを心掛けるように声かけをしましょう。

- やたら親切なときは、疑う気持ちも持つ。
- もうけ話はないと自分に言い聞かせる。
- 「激安」「無料」「お試し」等のうたい文句には気をつける。
- 必要ないと思ったら、きっぱり断る。
- 公の機関（消防署・市役所など）や宅配業者を名乗っても安易に信用しない。
- 一人で悩まずに、必ず誰かに相談する。

■ 悪質業者のささやく“うまい”言葉に気をつけましょう！



■ 断り方を声に出して練習しましょう！

何の準備もなく悪質事業者が突然来ると、あせって頭の中が真っ白になりがちです。日頃から、断り文句を決めたり、声に出して断る練習をしておくのも予防のひとつ。

良い断り文句の例

「必要ないです！」

「いりません！」

「お断りします！」

ダメな断り文句

「結構です」 → あいまい、誤解のもと

「考えておきます」 → また連絡が来る

「今忙しいので」 → 別の時ならと解釈される

<次の6ページは高齢者の方に写しを手渡して、一緒にチェックしてみましょう>

● 消費トラブル あなたの危険度チェック

＜あてはまるものに**チェック**を入れてみましょう＞

1. 自分は被害にあわないという自信がある。
2. 工事を頼むとき、数社から見積もりを取るのは面倒である。
3. 頼んだ覚えのない代引き商品でも、自分宛なら受け取る。
4. 相手が公の機関（消防署・市役所など）を名乗った時は信用する。
5. 優しく親切にされると断りづらい。
6. 「必ず儲かる」といわれたら、話を聞いてみる。
7. 無料で商品を配っているときは、何でももらうようにする。

3つ以上チェックが入ったら要注意！悪質業者に狙われないように気をつけましょう。

**困った時・迷った時・不安な時は、一人で決めない、悩まない。
必ず誰かに相談しましょう！**

気軽に相談できる相手の電話番号

家族・親戚 〔名前： 〕	
友人・知人 〔名前： 〕	
高齢者 あんしん相談センター	
八王子市 消費生活センター	042-631-5455 （相談専用）
消費者ホットライン	局番なしの 188 （いやや）
管轄警察	

4. 高齢者見守りに必要な知識

高齢者の家を訪問した際には、ちょっとした変化でも気に留めましょう。

●被害の早期発見のための見守りチェックリスト

- 見慣れない人が出入りしている様子がある。
- 新たにリフォームした跡がある。
- 訪問中に業者が訪ねて来たり不審な電話がかかってくる。
- 見慣れない段ボールなどがある、不自然に積まれている。
- お金に困っている様子がある。(必要な買い物や支出を控えている)
- 生活用品などが新しいものになっている。(浄水器、布団など)
- パンフレットや送付物、請求書、領収書がある。

1つでも当てはまったら要注意。期間をおいて再度チェックしてみましょう

見守り豆知識

その1 八王子市消費生活センターについて！！

- 消費生活に関する相談や苦情について、問題解決のお手伝いをする行政機関。



専門相談員による助言、情報提供、あっせん等

- 行政サービスなので費用もかからず秘密も守る。専門相談員が対応。
- トラブルにあった時はもちろん、不安や不審に思ったり、迷った時にはまず相談してみる。

その2 年金の支給日を確認しておこう！！

法・規制などにより、ATMに振込める金額が制限されたため、最近では現金の受け渡しによる被害が増えている。とくに年金の支給日は狙われやすいので注意が必要。

■見守る側のお困り事例

●テレビショッピングにハマっているのをやめさせたい

すっかりテレビショッピングにハマってしまい、ついつい必要のないものまで購入をし、未開封の商品もある模様。

【アドバイス】

事業者申し入れをして、商品の販売を制限してもらう方法もある。申し入れは家族がした方が、事業者も納得しやすい。

●新聞購読の契約をやめさせたい

1年以上先の契約をさせられている。期間も数年分。購読が始まるころには、本人が忘れてしまっていて、配達されてはじめて気づくといった事態もある。

【アドバイス】

期間内ならクーリング・オフが可能。勧誘を断った相手に対して、事業者が再勧誘することは、法律で禁止されているため、事業者には今後は勧誘しないでほしい旨を伝える。

●健康食品やサプリメントの過量摂取をやめさせたい

効き目があると本人は信じて摂取している。徐々に種類も増えているが、効能はよくわからない。医師に処方された薬との飲み合わせなどの弊害が出ないか心配。

【アドバイス】

身近な人の言うことは聞かなくても、専門家の言うことは聞くこともある。「医者に一度相談してみたら」などと促し、本人が納得できるアドバイスをもらう。

■聞き取りや助言をする際に心掛けること

- ・高齢者の自尊心やプライバシーに配慮し、やさしい言葉でゆっくりと話しをする。
- ・被害にあっている場合は、相談してみましょと軽く促してみる。
- ・被害にあうことは恥ずかしいことではないこと、相談することで被害の拡大防止にもつながることをそれとなく伝える。

見守り豆知識

その3 投資や利殖をうたう仮想通貨の勧誘に要注意！！

「必ず値上がりする」「代わりに買ってもらえれば高値で買い取る」など詐欺的な投資勧誘の相談が増えている。劇場型の勧誘も横行しているので注意する。

その4 個人情報自分か思っている以上に漏れている！？

悪質事業者はあらゆる手段を使い、個人情報を入手しており、残念ながら全てを完璧にガードすることは難しいのが現状。個人情報は知られていることを前提にあわてずに対処するよう心掛ける。

5. 契約の基礎知識

■ 契約とは・・・

契約とは、法的な拘束力をもつ約束のこと。商品の売買は、「買います」という申し込みの意思と、「売ります」という承諾の意思、この2つの意思が合致すれば、口頭でも契約は成立します。

日常生活のほとんどが、契約で成り立っていると言っても過言ではありません。

- ・ガス、電気、水道を使う
- ・電話やインターネットを使う
- ・スーパーで買い物をする
- ・病院にかかる
- ・新聞をとる など

A large orange oval containing the Japanese characters for "Contract" (契約) in white.

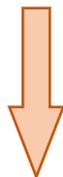
【ポイント】

- ・ハンコを押さなくても契約は成立する。
- ・いったん成立した契約は、原則として一方的にやめることはできない。
- ・契約書は契約の内容を確認するために作成されるもの。後々、「言った」「言わない」の争いを避けるための証拠にもなる。契約書は必ず受け取り、内容を確認する。

6. クーリング・オフについて

■ クーリング・オフとは・・・

クーリング・オフとは、訪問販売や電話勧誘販売など特定の取引の場合に、頭を冷やしてよく考えてみたら、やっぱり必要のない契約だと思ったときは、無条件で契約を解除できる制度です。



※契約書面を受け取った日を含めて8日以内（例外もあり）。

※店舗購入及び通信販売には、クーリング・オフ制度がない。

- ・契約がなかったことになり、支払った代金は返金される。
- ・受け取った商品などがあれば、返還する。（送料は事業者が負担）

＜特定商取引法におけるクーリング・オフができる取引内容と期間＞

※下表の特定商取引法のほかにも、クーリング・オフを定めている法律があります。

取引内容	期間
訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスなどを含む）	8日
電話勧誘販売	8日
特定継続的役務提供（エステ、語学教室、学習塾、家庭教師、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、一部の美容医療）	8日
連鎖販売取引（マルチ商法）	20日
業務提供誘引販売取引（内職商法、モニター商法など）	20日
訪問購入（事業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの）	8日

※ 通信販売は、クーリング・オフの制度がありません。返品特約（返品のルール）をよく確認してから購入を決めましょう。

クーリング・オフによる解除は、法律や約款などで定めのある場合に限られます。また、それぞれ適用するために様々な条件があります。クーリング・オフができる場合や期間など詳しくは消費生活センターにご相談ください。

■ クーリング・オフの手順

①クーリング・オフは必ず書面で行います。ハガキで出来ます。



（次のページに記入例があります。）

②書いたハガキは両面をコピーして、コピーを保管します。



③郵便局の窓口から簡易書留もしくは特定記録郵便で期間内に出します。

（※出した証拠を残すため）

クーリング・オフはがき <記入例>

郵便はがき

--	--	--	--	--	--	--

□□□□□□
 □□□□□□株式会社
 代表者様

□□県□□市□□町
 ○○丁目○○番○○号

(※) クレジット払いの契約をした場合は、クレジット会社と販売会社の両方にクーリング・オフはがきを同時に出す。

● はがきを出す日

契約解除通知

契約日	平成○年○月○日
商品名	□□□□□□□□□□□□
金額	○○○○円
販売会社名	□□□□□□□□□□株式会社
担当者名	□□□□□□□□

右記契約を解除します。

なお、支払った○○○○円を返金してください。

商品は至急引き取ってください。

平成○年○月○日

東京都八王子市□□町○○番地

□□□□□□

● 「解除をお願いします」とは書かない

● 自分の住所と氏名

必要に応じて切り取り、
電話付近など目立つ場所に貼ってもらいましょう。

(不足時はコピーしてご使用ください。)

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

相談する時に必要な内容です。相談の際には、もう少し詳しくお聞きしますので、事業者から受け取った契約書や領収書があれば準備をお願いします。

<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>	<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>
<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>	<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>
<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>	<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>
<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>	<p>住所 名前 年齢 性別 電話</p>

必要に応じて切り取り、
電話付近など目立つ場所に貼ってもらいましょう。

(不足時はコピーしてご使用ください。)

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

けいやく しんちょう まよ そうだん
契約は慎重に、迷ったらまず相談！

相談先

八王子市消費生活センター

(相談専用電話)

042-631-5455

相談日時

月～土曜日(祝・休日、年末年始を除く)

午前9時～午後4時30分

勧誘を断りたい時の断り文句

- 例)・「必要ないです！」
・「いりません！」
・「お断りします！」

相談する時に必要な内容です。相談の際には、もう少し詳しくお聞きしますので、事業者から受け取った契約書や領収書があれば準備をお願いします。

<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>	<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>
<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>	<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>
<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>	<p>○いつ（購入した日、契約した日）</p> <p>○何を（商品名、工事名）</p> <p>○いくらで（支払額、契約額）</p> <p>○だれから（事業者の会社名など）</p> <p>○どうして（訪問販売、電話勧誘販売、通信販売）</p>
<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>	<p>住所 氏名 年齢 性別 電話</p>

悪質商法被害防止のための 高齢者見守りの手引き 《高齢者支援者用》

発行日 / 平成 30 年 7 月

発 行 / 八王子市

編 集 / 市民部 消費生活センター

〒192-0082 八王子市東町 5 番 6 号 クリエイトホール地下 1 階

電 話 042-631-5456 F A X 042-643-0025

不安や疑問に思ったらまず相談！

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

相談日時：午前9時～午後4時30分 月～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール 地下1階

FAX：042-643-0025

相談内容

消費生活に関する契約トラブルなど

※ 専門の相談員が助言・情報提供・あっせん、適切な機関の紹介などをします。

※ 相談は無料。秘密は守られます。

